

九州防衛局における防火管理に関する達

九州防衛局達第27号

九州防衛局における防火管理に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

九州防衛局長 原田 実

九州防衛局における防火管理に関する達

(目的)

第1条 この達は、福岡第二合同庁舎のうち九州防衛局が専用する部分（以下「使用庁舎」という。）における火災予防と火災その他の災害（以下「火災等」という。）の発生に際し、とるべき措置（以下「防火管理」という。）について、必要な事項を定め火災等による人的、物的被害を防止又は軽減することを目的とする。

(防火責任者)

第2条 防火管理の徹底を図るための防火責任者を置く。

2 防火責任者は会計課長とし、次の事務を行うものとする。

- (1) 火元責任者の指名及び監督
- (2) 火気等の使用及び取扱の監督
- (3) 避難の措置

(火元責任者)

第3条 火元取締りのため、別表1のとおり各室ごとに火元責任者を置く。

2 火元責任者は防火責任者の指名により局長が任命する。

3 火元責任者は、常に火気に注意するとともに第4条に定める事項の周知徹底を図るものとする。

4 防火責任者は、火元責任者の氏名を各室の出入口の見やすい箇所に表示するものとする。

(火災予防)

第4条 職員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防火責任者の許可なくストーブ及び電熱器（以下「ストーブ等」という。）を使用してはならない。
- (2) 防火責任者の許可なく消火栓及び火災報知器の近くや老化及び会談に器物を置いてはならない。
- (3) 防火責任者の許可なく可燃性及び爆発性の危険物を使用庁舎内に持ち込んではない。
- (4) 指定箇所以外で喫煙してはならない。
- (5) コンセントにストーブ等を接続したまま放置してはならない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防に必要な措置を講じなければならない。

（火災発見者の措置）

第5条 火災を発見した者は直ちに近くの者に連絡し、合同庁舎管理室に通報するとともに消火器その他の方法で初期消火に当たるものとする。

（課長等の措置）

第6条 課長、室長（以下「課長等」という。）は、火災等の発生に際して搬出すべき重要文書（以下「非常持出品」という。）をあらかじめ定めておくものとする。

2 課長等は火災等の発生に際して、課職員を指揮し、避難及び搬出した非常持出品は第10条に定める消防隊に引き継ぐものとする。

（自動車運転手の措置）

第7条 自動車運転手は火災等の発生に際して、担当車両を安全な場所に移動し、その保管の任に当たるものとする。

（職員退庁後の措置）

第8条 職員は退庁後において、火災等の発生を知ったときは、速やかに登庁し、状況により非常持出品の搬出及び前条の措置をとるものとする。

（避難措置）

第9条 防火責任者は火災等の発生に際し、合同庁舎管理室より避難について通報があったときは、直ちに局消防隊に避難方法を連絡するも

のとする。

- 2 職員は避難に際し、消防隊員の誘導があったときは、その指示に従うものとする。
- 3 避難場所は「中比恵公園」とする。

(消防隊の設置)

第10条 火災等の発生に際し、被害を最小限にとどめるため、九州防衛局消防隊を置く。

- 2 消防隊長は局長とし、消防隊を指揮統括する。
- 3 第1項に定める消防隊の組織及び任務は、別表2及び別表3のとおりとする。
- 4 隊員は、各部部長の指名により消防隊長が任命する。

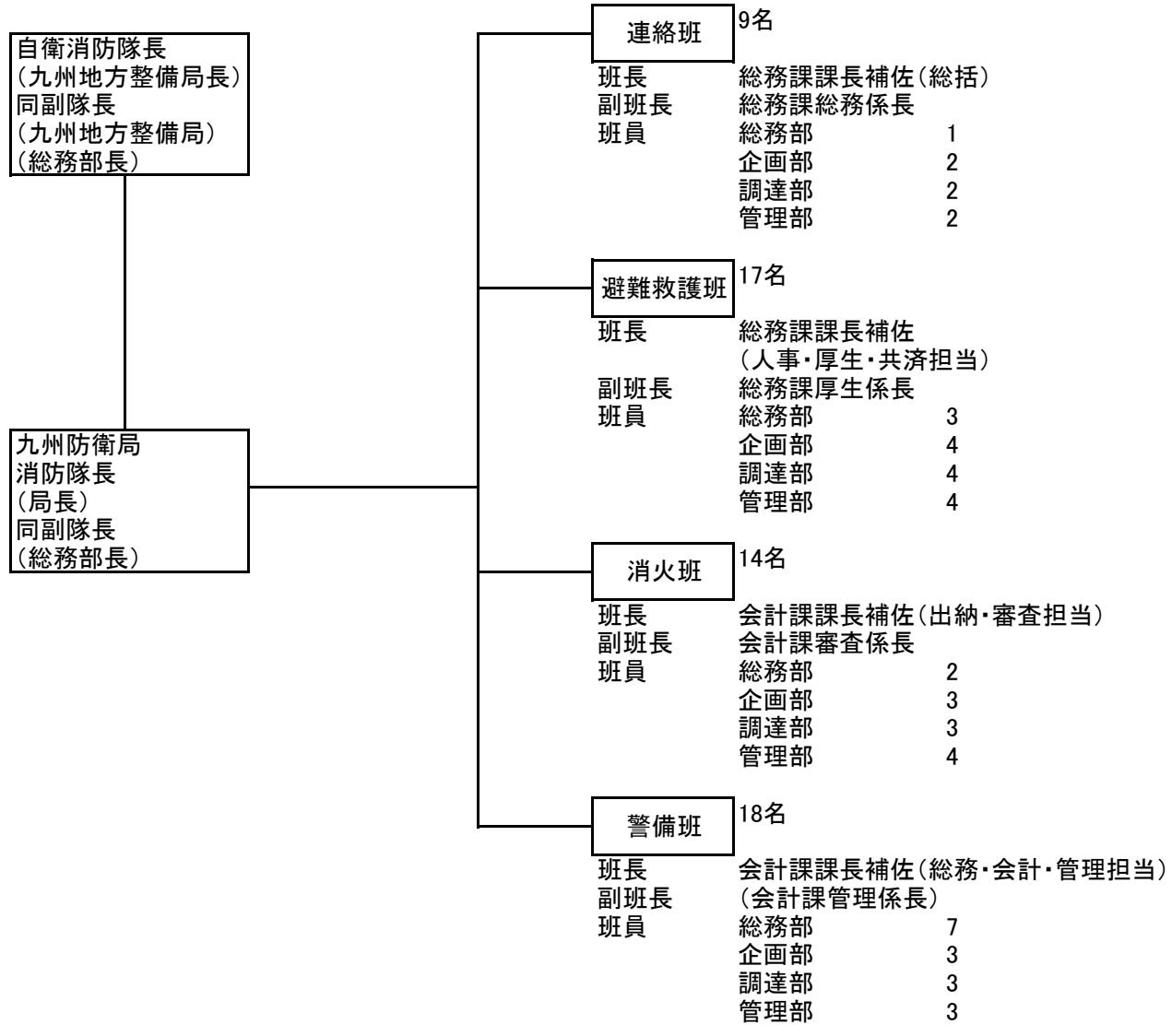
附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

別表1
火元責任者の受け持ち区域及び所属課

区分	火元責任者 受持区域	所属課	区分	火元責任者 受持区分	所属課	
4階	局長室	総務課	5階	事務室(総務部・契約課)	契約課	
	次長室	〃		管理部長	業務課	
	秘書室	〃		事務室(業務課)	〃	
	総務部長室	〃		事務室(管理部各課 ・除く業務課)	施設補償課 施設管理課 施設取得課 調達計画課	
	防衛補佐官室	〃		調達部長	〃	
	会計監査官室	〃		調達部次長室	〃	
	事務室 (総務部各課・除契約課)	総務課 会計課		事務室(調達計画課)	〃	
	情報公開室	総務課		事務室(調達部各課 ・除く調達計画課)	建築課 土木課 設備課	
	電話交換機室	会計課		第1会議室	会計課	
	労務対策官室	総務課		第2会議室	〃	
	当直室	〃		給湯室	業務課 調達計画課	
	更衣室	〃		6階	医務室	総務課
	コピー室	会計課			青写真室	会計課
	喫煙室	〃		1階	倉庫	〃
	企画部長室	地方調整課			車庫	会計課
	企画部次長室	〃		地下	運転手控室	〃
	事務室(地方調整課)	〃			書庫	総務課
事務室(企画部各課 ・除く地方調整課)	周辺環境整備課 防音対策課 住宅防音課		試験室	土木課		
給湯室	総務課 地方調整課					

別表2
九州防衛局消防隊組織



別表3
九州防衛局消防隊の任務

組 織	任 務
隊 長	消防隊を指揮統括し、職員に対し防火に関する教育を行い、防火思想の周知徹底を図る。
副 隊 長	隊長を補佐し、隊長に事故あるときはその任務を代行する。
班 長	隊長の指揮に従い班務を掌理する。
副 班 長	班長を補佐し、班長に事故あるときはその任務を代行する。
連 絡 班	1出火を知ったとき(勤務時間内)合同庁舎管理室に連絡員を派遣する。 2局消防隊各班に対する司令の伝達及び連絡調整に当たる 3各部への連絡
避難救護班	1出火を知ったとき(勤務時間内)自衛消防隊本部避難救護班に班員を派遣する。 2各部職員の避難誘導 3負傷者の救出、応急手当及び重傷者の病院搬送付添並びに相互連絡
消 火 班	1出火に際し、自衛消防隊より出動の連絡があったとき援助する。 2使用庁舎における出火に際し、消火器により初期消火に当たる。
警 護 班	1搬出された非常持出品の保持警備 2避難した自動車の保持警備